

2022年5月26日

各 位

会 社 名 データセクション株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 林 健 人  
(コード番号：3905 東証グロース)  
問い合わせ先 取締役 CFO 望 月 俊 男  
TEL. 03-6427-2565  
050-3649-4858

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の定時株主総会の付議議案として「定款一部変更の件」について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 現行定款第2条につきましては、事業内容の多様化及び将来の事業領域の拡大に対応するため、事業目的に追加、所要の変更をするものであります。
- (2) 現行定款第12条第2項につきましては、遠隔地の株主様等、多くの株主様が株主総会に出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化に繋がると考えると共に、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資することから、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催を可能とするために条項を追加するものであります。  
なお、第12条第2項の追加に係る定款変更の効力発生に関しては、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 | 2022年6月28日 |
| (2) 定款変更の効力発生予定日      | 2022年6月28日 |

以上

(別紙)

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. インターネットを利用した情報提供サービス</u> <u>2. (条文省略)</u> <u>3. (条文省略)</u> <u>4. (条文省略)</u> <u>5. コンピューターおよびソフトウェアの販売、賃貸、設置およびメンテナンスならびにこれらに関連するコンサルティング</u> <u>6. (条文省略)</u> <u>7. (条文省略)</u> <u>8. 食料品、清涼飲料水、衣料品、日用雑貨、医薬品、医薬部外品、保育用品、育児用品、住宅設備機器、厨房機器の販売、宅配および医療用器材、医療機器類、福祉用具、介護用品、医療用品、衛生用品、リハビリテーション機器、運動機器、運動用具の販売、宅配、レンタルならびに輸出入事業</u>	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>(1) 情報処理および情報提供サービス</u> <u>(2) (現行どおり)</u> <u>(3) (現行どおり)</u> <u>(4) (現行どおり)</u> <u>(5) コンピューター、システムおよびソフトウェアの開発、販売、賃貸、設置およびメンテナンスならびにこれらに関連するコンサルティング</u> <u>(6) (現行どおり)</u> <u>(7) (現行どおり)</u> <u>(8) 食料品、清涼飲料水、衣料品、日用雑貨、医薬品、医薬部外品、保育用品、育児用品、住宅設備機器、厨房機器の販売、宅配および医療用器材、医療機器類、福祉用具、介護用品、医療用品、衛生用品、リハビリテーション機器、運動機器、運動用具の製造、販売、宅配、レンタルならびに輸出入事業</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>9. (条文省略)</p> <p>10. (条文省略)</p> <p>11. (条文省略)</p> <p>12. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>13. (条文省略)</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(9) (現行どおり)</p> <p>(10) (現行どおり)</p> <p>(11) (現行どおり)</p> <p>(12) (現行どおり)</p> <p>(13) <u>人工知能に関する技術の研究、企画、開発、販売、保守およびコンサルティングに関する業務</u></p> <p>(14) (現行どおり)</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>(電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>(附則) 1. 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>